

# 定住促進住宅ながいみなみ入居募集案内

- 1 申込受付期間 随時（先着順）  
 2 申込受付先 長井市役所 建設課 都市・住まい政策室 ☎ 8 2 - 8 0 1 8 （直通）  
 （長井市栄町 1 番 1 号）

## 3 募 集 住 宅

| 住宅名         | 種別         | 間取り                     | 募集戸数 | 家賃額 (円) | 共益費 (円) | 駐車場使用料 (円) |
|-------------|------------|-------------------------|------|---------|---------|------------|
| 1 号棟        | 一般世帯 (単身可) | 6+6+4.5+K               | 1    | 44,200  | 800     | 3,850      |
|             | 市内子育て世帯    |                         |      | 29,200  | 800     | 3,850      |
|             | 転入子育て世帯    |                         |      | 19,200  | 800     | 3,850      |
| 2 号棟        | 一般世帯 (単身可) |                         | 3    | 44,200  | 800     | 3,850      |
|             | 市内子育て世帯    |                         |      | 29,200  | 800     | 3,850      |
|             | 転入子育て世帯    |                         |      | 19,200  | 800     | 3,850      |
| 1 号棟<br>508 | 一般世帯 (単身可) | 6+4.5+LDK<br>(リノベ<br>済) | 1    | 44,200  | 800     | 3,850      |
|             | 市内子育て世帯    |                         |      | 29,200  | 800     | 3,850      |
|             | 転入子育て世帯    |                         |      | 19,200  | 800     | 3,850      |

※単身の方も入居可能です。

※子育て世帯とは・・・市内転居者又は市外転入者（転居又は転入時に、定住促進住宅を住所と定める届出を提出できる者に限る。）で、高校終了期までの同居親族を持つ世帯

## 4 入居申込資格

- ① 入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。
- ② 入居申込者（現に入居し再契約をしようとする者を含む。）の収入の 1 2 分の 1 の額が、家賃及び共益費の合計額の 3 倍以上であること。
- ③ 入居者及び同居者に、市税等の滞納がないこと。
- ④ 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

## 5 申込に必要な書類

- ① 定住促進住宅入居申込書
- ② 入居申込者の所得を証明する書類（次のもの）
  - (1) 最新の所得証明書
  - (2) 又は前年の給与所得源泉徴収票
- ③ 入居申込者及び同居者の納税証明書（最新のもの）
- ④ 同居しようとする親族がある場合は、当該同居親族全員の住民票
- ⑤ 婚姻の予約がある場合は、婚姻予約確認書（様式第 2 号）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## 6 募集期間

- ① 随時募集（先着順）
- ② 満室となった場合は、募集終了となります。

## 7 契約期間

- ① 定住促進住宅の契約期間は 2 年間です。（再契約可能。ただし入居資格を全て満たす者に限る。）
- ② 子育て世帯にあっては、高校終了期までの同居親族がいなくなった時、又は入居開始から 1 0 年を経過した時は一般世帯として再契約となります。

## 8 その他

- ・ 入居の際には、家賃の 2 か月分の敷金が必要となります。
- ・ また、入居の際には、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等程度以上の収入を有し、住民税等に滞納がない連帯保証人が 1 名必要になります。

※契約時に保証人の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書、市外の場合は住民票が必要です。

- ・ 駐車場は、1 戸 2 台までの区画指定となります。
- ・ 家賃のほかに自治会運営費・地区費等が必要となる場合があります。